

特定個人情報保護委員会政策評価基本計画(案)

平成 26 年 月 日
特定個人情報保護委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 6 条及び政策評価に関する基本方針（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）に基づき、特定個人情報保護委員会政策評価基本計画を以下のとおり定める。

第 1 計画期間

この計画の対象期間は、平成 26 年 1 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

第 2 政策評価の実施に関する方針

1 基本的な考え方

特定個人情報保護委員会は、国民生活にとっての個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを任務としている。

当委員会の所掌事務について、次の目的を達成するために政策評価を実施するものとする。

(1) 国民に対する説明責任を果たすこと

政策評価に関する一連の情報の公表を通じ、当委員会が実施する政策の目的、効果等を国民に示すことにより、当委員会の活動の透明性を確保するとともに、国民に対する説明責任を果たすことにより、当委員会の活動に対する国民の信頼の確保を目指す。

(2) 国民本位の効率的で質の高い行政の実現

政策評価の実施を通じて政策を不断に見直し、改善することによって、政策形成能力の向上を図り、国民が求める質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供することを目指す。

2 政策評価の方式

特定個人情報保護委員会において実施する政策評価の方式は、実績評価方式を基本としつつ、政策の特性に応じ、適切な方式を用いることとする。

※ 実績評価方式

政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間

が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式。

第3 政策評価の観点に関する基本的な事項

政策評価は、評価対象とする政策の特性に応じ、次に掲げる観点を選択し、総合的に評価するものとする。

1 必要性

(1) 政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当であるか。

(2) 行政関与の在り方からみて、当該政策を特定個人情報保護委員会が担う必要があるか。

2 効率性

当該政策の実施により得られる効果が当該政策に基づく活動の費用等に見合っているか。

3 有効性

政策の実施により、見込まれる政策効果が得られるか、また、実際に得られているか。

上記の観点のほか、政策の特性に応じて、公平性、優先性の観点を用いて適切に評価を行う。

第4 政策効果の把握に関する事項

政策効果の把握に当たっては、対象とする政策の特性に応じ、適用可能であり、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度を考慮した適切な手法を用いるものとする。

その際、政策効果を定量的に把握することができる手法を可能な限り用いることとし、定量化が困難である場合又は政策評価の客観性の確保に結びつかない場合においては、政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。

また、政策効果の把握に際しては、当該政策に基づく活動の実施過程において政策効果の把握に必要な情報・データや事実が効果的・効率的に入手できるよう、その収集・報告の方法等についてあらかじめ配慮するよう努めるものとする。その際、関係者に協力を求める必要がある場合には、その理解が得られる範囲内で適切な効果の把握に努めるものとする。

第5 事前評価の実施に関する事項

法第9条の規定に基づき、事前評価の実施が求められる政策については、当委員会において該当する政策を実施する場合に、適切に行うこととする。

第6 事後評価の対象政策その他事後評価の実施に関する事項

(1) 事後評価の目的

事後評価は、政策の決定後（又は実施後）において当該政策の効果を把握し、必要に応じ、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案等に反映させるための情報を収集することを目的として行うものとする。

(2) 事後評価の対象

本計画の期間において事後評価の対象とする政策は、当委員会の任務を遂行するために実施する主要な政策とする。事後評価の単位は、行政目的と手段の関係を念頭に置きつつ、政策評価の結果を政策に適切に反映するために合理的と認められる単位により行うこととする。

(3) 事後評価の方式

実績評価方式を基本としつつ、政策の特性に応じ、適切な方式を用いることとする。

第7 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、学識経験者等で構成される会議の開催等を通じて意見を聴取することにより、学識経験者等の知見を活用することとする。

第8 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

政策評価の結果については、当委員会における政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。））における重要な情報として適時的確に活用し、当該施策に適切に反映することとする。

第9 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表等に関する事項

政策評価に関する情報の公表は、原則として特定個人情報保護委員会のホームページにおいて、次に掲げる事項を掲載することにより行うこととする。

- ① 政策評価基本計画
- ② 政策評価実施計画
- ③ 評価書（政策評価の結果の政策への反映状況を含む。）
- ④ 評価書要旨

第10 政策評価の実施体制に関する事項

政策評価に関する事務は、事務局総務課において総括するものとする。また、政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、事務局総務課とする。

第 11 基本計画の見直し

本基本計画については、計画期間内においても適宜所要の見直しを行うものとする。

(参考：関連条文等)

○ 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）（抄）

（政策評価の在り方）

第三条 行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果（当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。）を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない。

（基本計画）

第六条 行政機関の長（行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会、特定個人情報保護委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会である場合にあっては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会、特定個人情報保護委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会。以下同じ。）は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 政策評価の実施に関する方針

三 政策評価の観点に関する事項

四 政策効果の把握に関する事項

五 事前評価の実施に関する事項

六 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

七 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

八 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

九 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項

十 政策評価の実施体制に関する事項

十一 その他政策評価の実施に関し必要な事項

3 行政機関の長は、前項第六号の政策としては、当該行政機関がその任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策を定めるものとする。

4 行政機関の長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを 総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。